

# 令和4年度愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金交付要領

## 1 目的

愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び愛媛県廃棄物系バイオマス活用設備導入促進支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 2 事業の実施方法

### （1）補助事業の開始

補助事業者は、原則として、県から交付決定通知を受けてから補助事業の開始が可能となる。（ただし、要綱第8条の規定に基づき、「事前着手届出書（様式第2号）」を提出した場合を除く。）

### （2）事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとし、令和5年3月31日までに事業及び支払いを完了させるものとする。

なお、補助対象事業が令和5年3月31日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに県へ相談し、その判断に従うこと。

## 3 受付期間

令和4年5月9日（月）～令和4年6月30日（木）

なお、本受付期間内に申請がなかった場合、もしくは、申請に対する交付決定額が予算額に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。

## 4 交付申請書類の提出

### （1）問合せ・提出先

〒790-8570

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 温暖化対策グループ

TEL：089-912-2349 FAX：089-912-2344

E-mail：[kankyou@pref.ehime.lg.jp](mailto:kankyou@pref.ehime.lg.jp)

（問合せのみ。提出は別途指示するアドレスに提出すること。）

### （2）提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5を参照のうえ、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

ただし、様式第1号別紙3（誓約書）については、押印し、郵送又は持参にて提出すること。

## 5 その他（押印の省略について）

- ア 様式第1号別紙3（誓約書）を除き、押印を省略することができる。
  - イ 押印を省略する書類の提出方法は、メールのみとする。
  - ウ 押印を省略する場合、各様式下部にある欄に、責任者及び担当者の職・氏名及び連絡先を記入すること。なお、責任者とは、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた者を指し、担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指す。
  - エ 押印を省略する場合のメールの宛先は、別途指定する県事務担当者及び県・申請者双方の上席者とする。
- ※Bccは使用せず、To又はCcに上記宛先を指定し、要件としている送付先を確認できる状態で送信すること。